

(福) かながわ共同会 行動計画【第6回】

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

なお、法人事務局は取組み状況は年1回以上、職員間で共有できるよう、情報発信に努める。

1 計画期間 令和3年4月1日から令和7年3月31日までの4年間

2 内容

目標1

所定外労働時間の縮減を図るため、「ノー残業デー」、「ノー残業ウィーク」を設定、実施する。また、時間外勤務の集計データを整理し年度比較していく。

<対策>

令和3年4月～ 「ノー残業デー・ウィーク」を継続実施。ポスター等を各園毎に作成する等啓発活動を行う。
新たに管理職に昇格した職員に労務管理研修を実施（毎年4月に開催）
管理職に対し、毎年度1回以上、勤怠管理等に係る労基法等についての情報提供を行う。
所定時間外労働時間のデータを令和2年度分から集計データを整理し、年度比較をしていく。

目標2

年次有給休暇の取得を促進する
休暇取得率向上による余暇時間の確保を推進する

<対策>

令和3年4月～ 年休取得状況の実態調査（年休取得率向上及び年5日取得義務の達成100%目指す）
新たに管理職に昇格した職員に労務管理研修を実施（毎年4月に開催）【再掲】
管理職に対し、毎年度1回以上、勤怠管理等に係る労基法等についての情報提供を行う。【再掲】

目標3

妊娠中の職員及び産休、育休復帰に伴う職員のための相談窓口担当者及び管理職のスキルアップを図る

<対策>

令和3年4月～ 相談窓口担当者の情報交換の実施
育児休業中の職員、子育てしながら働いている職員等を対象に、歓談しながら法人の動向や職場復帰等の相談、出産育児に関する情報交換会（子育てママパパの会）を行う。
管理職に対し、毎年度1回以上、妊娠・出産・育児等に係る労基法等についての情報提供を行う。【再掲】